

預かり保育無償化に係る認定申請手続きについて

預かり保育無償化に係る認定申請につきましては、次のとおり手続きをお願いいたします。

【提出書類】

1. 子育てのための施設等利用給付認定申請書
2. 保育の必要性を証明する書類

保護者の状況に応じた証明書類が必要となります。(裏面参照)

対象者は、父母、65歳未満の同居の親族です。

【提出先】

在園する幼稚園等または銚田市教育委員会教育総務課

【提出期限】

認定開始月の前月中旬まで

【認定通知】

認定後に、幼稚園等を経由して認定通知書を交付いたします。

<問合せ先>

銚田市教育委員会 教育総務課庶務係

〒311-1492 銚田市造谷 605 番地 3

TEL : 0291-37-4340

E-mail : gakkou@city.hokota.lg.jp

保育の必要性の基準

保護者の状況	基準等	添付書類 (診断書等の証明書類は発行から3か月以内のもの)
就労	1カ月に56時間以上 (1日4時間以上かつ月 14日以上)の就労	<p><お勤めの方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(就労先に記入を依頼) <p><自営業・農業の方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(自己申告、本人記入)
妊娠・出産	認定期間：出産予定月 と前2ヶ月、出産(予 定)日から8週間後の 翌日が属する月末日 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 (表紙及び出産予定日がわかるページのコピー) ・育児休業を取得する場合は、上記就労証明書の育児休業の取得状況及び取得予定欄に内容が記載された就労証明書
病気・障害	保護者に、疾病または 障害がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書又は身体障害者手帳などのコピー
親族の介護・看護	同居又は長期入院等 している親族を、保護 者が長期間介護する 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・看護(介護)されている人の診断書又は身体障害者手帳などのコピー
就学	保護者が各種学校に 在学している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書又は学生証のコピー ・時間割表のコピー
求職活動	認定期間：3か月間	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申告書